

3 前条第三項の規定は、公害防止管理者について準用する。

(公害防止主任管理者の選任)
第五条 特定事業者は、当該特定工場が政令で定める要件に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号に規定する技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者（以下「公害防止主任管理者」という。）を選任しなければならない。

2 公害防止主任管理者は、第七条第一項第二号の資格を有する者をもつて充てなければならぬ。第三者第三項の規定は、公害防止主任管理者について準用する。

3 第三条第三項の規定は、公害防止主任管理者（代理者の選任）第六条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

2 第三条第三項及び第四条第二項の規定は公害防止管理者の代理者について準用し、第三条第三項及び前条第二項の規定は公害防止主任管理者（承継）第六条の二 第三条第三項（第四条第三項、第五条第三項又は前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出をした特定事業者について相続又は合併がつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合は、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出をした特定事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により第三条第三項の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
(公害防止管理等の資格)

第七条 公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者の資格は、次に掲げるおりとする。

一 公害防止管理者及びその代理者 政令で定める区分ごとに、公害防止管理者試験に合格する者

合規格した者その他の該区分ごとに政令で定められた資格を有する者

二 公害防止主任管理者及びその代理者 公害防止主任管理者試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者

三 第十条の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者は、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者によることが可能ない。

(国家試験)
第八条 公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験（以下「国家試験」という。）は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音又は振動の防止に関する必要な知識及び技能について行なう。国家試験は、毎年少なくとも一回、経済産業大臣及び環境大臣が行なう。

2 第十条の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者は、公害防止主任管理者試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者

2 第八条 公害防止管理者試験科目、受験手続その他国家試験の実施細目は、主務省令で定める。（指定試験機関の指定等）
第八条の二 経済産業大臣及び環境大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。
(欠格事項)

2 前項の規定により試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。
(事業計画等)

2 第一条の指定を受けたことができない。
第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度開始前に（第八条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする）（適合命令等）

2 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第八条の九の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
(指定の基準)

第八条の四 経済産業大臣及び環境大臣は、第八条の二第一項の指定を受けた者がなく、かつたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
(試験員)
第八条の十 指定試験機関は、試験事務を行うときは、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせねばならない。

三 一般社団法人又は一般財團法人であることは、その業務を行うことにより、試験事務が公正になるおそれがないものであること。
(試験事務規程)

四 試験事務以外の業務を行つている場合に、不公正になるおそれがないものであることを。
(試験事務規程)

五 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

六 指定試験機関は、試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。
(試験事務の休廃止)

七 指定試験機関は、経済産業大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
(事業計画等)

八 指定試験機関は、経済産業大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
(事業計画等)

九 指定試験機関は、毎事業年度開始前に（第八条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする）
(適合命令等)

九 指定試験機関が第八条の四各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）の一に適合しなかつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

十 経済産業大臣及び環境大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

十一 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が第八条の四第三号に適合しなくなれば、その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第八条の九 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関の役員が、この法律に基づく处分を含む。若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
(試験員)

十二 同項の指定の申請が次の各号に適合してい

ると認めるとときでなければ、その指定をしてはならない。

十三 一職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計

画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

十四 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

十五 一般社団法人又は一般財團法人であること。

十六 不公正になるおそれがないものであること。

十七 は、その業務を行うことにより、試験事務が公正になるおそれがないものであること。

十八 は、その業務を行うことにより、試験事務が公正になるおそれがないものであること。

十九 は、その業務を行うことにより、試験事務が公正な実施上不適當となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

二十 指定試験機関は、試験事務に從事する指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。次項において同じ。）又はこれの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

二十一 試験事務に從事する指定試験機関の役員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

二十二 試験事務に從事する指定試験機関の役員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

二十三 指定試験機関が第八条の四各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）の一に適合しなかつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

二十四 経済産業大臣及び環境大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

の業務に關し、第十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第十九条 第六条の二第二項の規定による届出をせざ、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (昭和五一年六月一〇日法律第六号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定は、公布的日から起算して一年三月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月一〇日法律第六号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四項中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)第三条第一項及び第四条第一項に一号を加える改正規定は、公布的日から起算して二年を経過した日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月二〇日法律第五号) 抄

(施行期日)

- この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第三号) 抄

(施行期日)

- この法律(第九条の規定については、同条の規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年六月二八日法律第三号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布的日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七項中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)第三条第一項第三号に一号を加える改正規定及び同法第四条第一項第三号の次に一号を加える改正規定は、公布的日から起算して二年を経過した日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第三号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布的日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二二日法律第三八号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布的日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布的日から起算して三年を経過した日から施行する。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

- この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の会議制の機関に對し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機會の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に對しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。(諮詢に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律(第六条の規定により施行する。)

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五号) 抄

(施行期日)

- この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。(政令への委任)

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

- この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 中 地 方 自 治 法 第 百 五 十 条 の 次 に 五 条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に定める)、第四十条中自然公園法附則第十九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に關係する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条及び第一百二条の規定は、

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)又はこれに基づく政令により当該地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により當該地方公共団体の事務として處理するものとする。

は合併があつた場合における相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後に必要となる経過措置(罰則に関する経過措置)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に對して必要な経過措置は、政令で定める)。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五号) 抄

(施行期日)

- この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

- この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 中 地 方 自 治 法 第 百 五 十 条 の 次 に 五 条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に定める)、第四十条中自然公園法附則第十九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に關係する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四

第二百六十二条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する觀点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)又はこれに基づく政令により当該地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により當該地方公共団体の事務として處理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ(罰則に関する経過措置)

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百六十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する觀点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成二一年七月一六日法律第一〇五号) 抄	(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日から施行する。	第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日から施行する。
附 則 (平成二一年二月二二日法律第一六〇号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄	(施行期日)

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。	第一条 この法律は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成一六年五月二六日法律第五五〇号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成一六年五月二六日法律第五五〇号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成二二年五月一〇日法律第三一〇号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

よることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七四号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二七年六月一九日法律第六八一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成二七年六月一七日法律第六八一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八一号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。